

文部科学省 令和元年度

学校における医療的ケア実施体制構築事業
学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）
研修テキスト（例）



令和2年（2020年）

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

はじめに	4	2-4 特定の者を対象とした喀痰吸引等の 基本的な考え	35
序章	8		
医療的ケア等の実施に関する経緯			
第I章 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	18		
0. 喀痰吸引等研修の概要		3. 重度障害児・者についての理解	
0-1 介護職員等による喀痰吸引等 (特定の者対象) の研修カリキュラム概要	20	3-1 障害・疾病の理解	38
0-2 【特定の者】 基本研修カリキュラム	21	3-2 多様な状態像に応じた医療的ケア支援	49
0-3 【特定の者】 実地研修	22	3-3 障害の概念 (ICF)	51
1. 障害保健福祉制度の概要		3-4 心理についての理解	52
1-1 障害保健福祉施策の歴史	24	3-5 福祉業務従事者としての職業倫理と 利用者人権	55
1-2 障害者総合支援法	25		
1-3 障害者の権利に関する条約	26	4. 喀痰吸引等制度の運用	
1-4 障害児・者を支える制度	28	4-1 喀痰吸引等の業務ができるまで	57
2. 喀痰吸引等制度の成り立ち		4-2 喀痰吸引等の実施に必要な事業者の 体制づくり	58
2-1 実質的違法性阻却	30	4-3 喀痰吸引等の提供の具体的なイメージ	63
2-2 介護職員等によるたんの吸引等の実施の ための制度の在り方に関する検討会	31	4-4 多職種連携の実際	65
2-3 喀痰吸引等制度の概要	32	4-5 学校における教職員による喀痰吸引等	72
		4-6 学校における人工呼吸器使用に関して	80
		コラム 信頼の「チーム学校」	83

第II章 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の
障害及び支援に関する講義
緊急時の対応及び危険防止に関する講義・演習 …87

1.健康状態の把握

1-1 観察と測定 ……………	89
1-2 いつもと様子が違う時の対応 ……………	100

2.感染予防

2-1 衛生管理の基本 ……………	103
2-2 感染予防知識と具体的な方法 ……………	106

3.呼吸の仕組みと呼吸障害

3-1 呼吸の仕組み ……………	115
3-2 呼吸障害 ……………	119
3-3 呼吸不全・酸素療法 ……………	147
3-4 気管切開 ……………	151
3-5 人工呼吸療法 ……………	168
3-6 人工呼吸器使用者の緊急対応 ……………	183

4.喀痰吸引

4-1 喀痰を吸引する部位の解剖 ……………	190
4-2 喀痰吸引の基本 ……………	195
4-3 喀痰吸引のコツと注意点 ……………	213
4-4 喀痰吸引の物品 ……………	234
4-5 演習の手順-口腔内・鼻腔内吸引 ……………	239

4-6 演習の手順-気管カニューレ内吸引の手順 (単回使用の場合、乾燥法の場合) ……………	267
4-7 演習の手順-気管カニューレ内吸引の手順 (侵襲的人工呼吸療法) ……………	293
4-8 ヒヤリ・ハット、アクシデント ……………	308

5.経管栄養

5-1 誤嚥と経管栄養法の基本 ……………	313
5-2 経鼻経管栄養の管理と留意点 ……………	324
5-3 胃ろうの管理と留意点 ……………	330
5-4 経管栄養の物品 ……………	339
5-5 演習の手順-経鼻経管栄養 ……………	340
5-6 演習の手順-胃ろう (滴下型の液体栄養剤) ……	351
5-7 演習の手順-胃ろう (半固形型栄養剤) ……………	357
5-8 経管栄養に関するその他の知識 ……………	363

コラム ……………	374
-----------	-----

参考資料

参考文献

注) 文中の看護師等とは看護師または准看護師をいう。

はじめに

はじめに

小児医療及び周産期医療の進歩と体制整備に伴い、多くの子どもの命が救われるようになった。その一方で、長期にわたって医療を継続する子どもは増加している。医療を必要とする児童生徒等が家庭や地域でより豊かな生活を営み成長・発達を遂げて行くために、法制度、人材育成や多職種・多機関の連携等の仕組みは少しずつ整備されてきた。

現在、経管栄養・吸引等の日常生活に必要な生活援助行為を、治療行為としての医行為とは区別して「医療的ケア」と表現している。この医療的ケアを日常的に要する児童・生徒等（以下、医療的ケア児）が学校において教育を受ける機会を確保するために、特別支援学校等に医療的ケアを実施する看護師（または准看護師）が配置されるようになった。平成24年からは、社会福祉士及び介護福祉法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が一定の条件の下に特定の医療的ケア（以下、特定行為）を実施できるようになり、学校の教職員についても、特定行為を法律に基づいて実施することが可能になった。これにより、医療的ケア児が学校で教育を受けるための体制の基盤がつくられた。

さらに、平成28年には児童福祉法の一部改正が行われ、医療的ケア児への対応が地方公共団体の責務となり、多職種・多機関で協議する体制づくりが始まっている。

医療的ケア児とは、運動機能及び知的機能に重度の障害をもつ、いわゆる重症心身障害児に該当する者だけでなく、歩行や会話等が可能な児童生徒等まで幅広く含まれる。また、医療的ケア児全体の人数のみならず、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が増加している。これらの医療的ケア児の現状を受けて、平成29年に文部科学省は「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を設置し、平成31年に報告書として、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を取りまとめた。

このような社会背景から、特別支援学校に限らず小・中学校を含む全ての学校において、医療的ケア児の安全をまもりながら教育を受ける機会を確保する体制づくりとして、教職員用第三号研修テキスト、並びに看護師用マニュアルの作成が喫緊の課題となった。本テキストは、公益財団法人日本訪問看護財団が文部科学省の委託を受けて、「学校における教職員による喀痰吸引等のテキスト」として発刊に至った。

平成24年、文部科学省による「特別支援学校における介護職員等による痰の吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」を刷新し、平成31年に厚生労働省の障害者総合福祉推進事業として発刊された「喀痰吸引等研修テキスト―第三号研修（特定の者対象）」をもとに作成した。特別支援学校に限らず小・中学校等を含む全ての学校において、教職員が医療的ケアへの不安等を感じたとしても、本テキストの活用により最新情報に基づく特定行為を安全に実施できること、さらには特定行為以外の医療的ケアについても基本的な理解のもとに見守りや手伝いを行えること、各教育機関の実情に合わせた多職種連携が行われることを目指している。本テキストが医療的ケア児の安全と教育の機会を確保することはもとより、医療的ケアに携わる教職員による教育の充実、関係者の助けになれば幸いである。

最後に、作成にご尽力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

検討委員会委員長
奈良間 美保